

こ う け ん で こ う け ん

後見DE貢献

～IKUKO のつぶやき～



2026年1月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松律公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルカバビル4階
TEL0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp



明けましておめでとうございます。

旧年中はお世話になりました。本年も変わらぬご愛顧のほどよろしくお願ひいたします。

2026年の干支は「午（うま）」で、十干（じっかん）と合わせて「丙午（ひのえうま）」の年です。午年は活力や前進、成功を象徴し、新しい挑戦や飛躍に良いとされる年で、丙午は60年に一度巡ってくる、よりパワフルで情熱的な意味合いを持つ年です。

実は私、國松偉公子はひのえうまでして、年女でワクワクしています。人口分布図でいうと、ポコッとへこんでいる部分の人間です。学校のクラスも1つ2つ他の学年よりも少なかったと記憶しています。今年生まれる子供は、これ以上出生率が低下しては困りますから、人口分布図にへこみはきっと生じないことでしょう。逆張り思考で意外とポコッと出っ張るかもしれませんね。

今回のテーマである高齢者向け施設選びも成年後見人等を務める私共には悩ましい問題ですが、きっと「ウマくいく」ように祈るばかりです。

IKUKO の三識 ～知識～見識～胆識

IKUKO

◆◆◆高齢者向け施設の特徴◆◆◆



介護付き有料老人ホーム

24時間介護職員が常駐し、日常生活の支援や医療的ケアなどを受けながら生活でき、「介護専用型」（要介護1～5の方）と「混合型」（自立の方と要介護の方どちらも可）がある。入居時に前払金が必要な施設もあり、特別養護老人ホームと比較すると月額費用は高額だが、入居しやすい。また、看取りまで対応している施設が多い。

在宅型有料老人ホーム

自立の方から要支援・要介護の方まで幅広く入居できる。介護付き有料老人ホームとの大きな違いは、介護サービスを受ける場合、外部の事業者と契約する必要があることですが、実際のところ施設によっては訪問介護事業所や居宅介護支援事業所などが併設されている。

サービス付き高齢者向け住宅

有料老人ホームと違い、高齢者向けのバリアフリー構造の賃貸住宅。安否確認（居室の巡回等）や生活相談サービス（買い物代行、病院付き添い等）を受けつつ、外出や外泊など自由度の高い生活を送ることができる。一般的なものは自立や介護度の軽い方向けのため介護度が重くなったり認知症が進むと住み続けることができないが、介護型であれば対応しているところもある。

グループホーム

認知症の方を対象に、専門的なケアを受けながら少人数で共同生活を送る。できることは自分で行うため、認知症の進行を緩やかにことができる。施設がある自治体に住民票を持っていることが入居条件。

YouTube

國松偉公子の
相続相談室
(^ ^ O ^ ^)

★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントでき
ました!!
どうぞよろしく☆



前号に続いて、高齢者向け施設についてです。まずは民間施設について個別の特徴を紹介しましたが、似ているようでいて性質が異なることがおわかりいただけたでしょうか。穏やかな日常を送っていただくためにも、それぞれに合った施設を選ぶことはとても重要なことです。